

正 誤

埼玉県人事委員会規則七―一〇九（令和七年三月二十八日第六百三号）中訂正

ページ 行

一 前から九

誤

第一条第二項を削り、

正

第一条第一項

ページ 行

一 前から十四

誤

同号イ中「任期付職員条例第四条第三項」の下の「（職員

正

同号イ中「（職員

ページ 行

一 前から二十及び二十一

誤

同号イ中「任期付職員条例第五条第五項」の下の「（育児

正

同号イ中「（育児

ページ 行

一 前から二十二

誤

を削る。

正

を削り、同条第二項を削る。